

# いじめ防止基本方針

摂津市立第五中学校  
平成 26 年 4 月 1 日策定

## 【学校教育目標】

1. 一人はみんなのために、みんなが一人のために考え、協力し、支えあえる集団を育成する。
2. 学校行事、学級活動、生徒会活動及び部活動への積極的な参加を通じて、心豊かな人間性を培う。
3. みんなが楽しく授業に参加し、わかる喜びを感じ、自ら学ぶ意欲・態度を養うために基礎・基本を確実に身につけさせ、進路に明るい展望を持たせる。

## 【基本理念】

いじめは、生徒の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、すべての生徒の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が生徒を傷つけたり、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている生徒の立場に立って組織的な支援を行う。

## 【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」  
(いじめ防止対策推進法 第二条)

## 【いじめ防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

## 1. 基本的な取組

### (1) いじめの未然防止のために

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進
- ② わかる授業づくり
- ③ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「大阪府いじめ防止基本方針」や「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦ 学校便りやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等についての啓発活動

### (2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ① いじめ調査等の実施
  - ・生徒対象 生活アンケート 年3回（5月、9月、1月）
  - ・教育相談週間 年2回
  - ・三者懇談会、学級懇談会、学年懇談会、家庭訪問
- ② いじめ相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・教育相談週間の設置
- ③ 情報集約の窓口の明確化
  - ・生徒指導主事（不在時は教頭）が情報を集約
  - ・「いじめ対策委員会」で対応方針を決定。

## 2. いじめ防止等に関する取り組み

### (1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置（組織図別紙）

#### <活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

#### <開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに生徒指導主事（不在時は教頭）に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、

できるだけ早く被害・加害児童生徒の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。

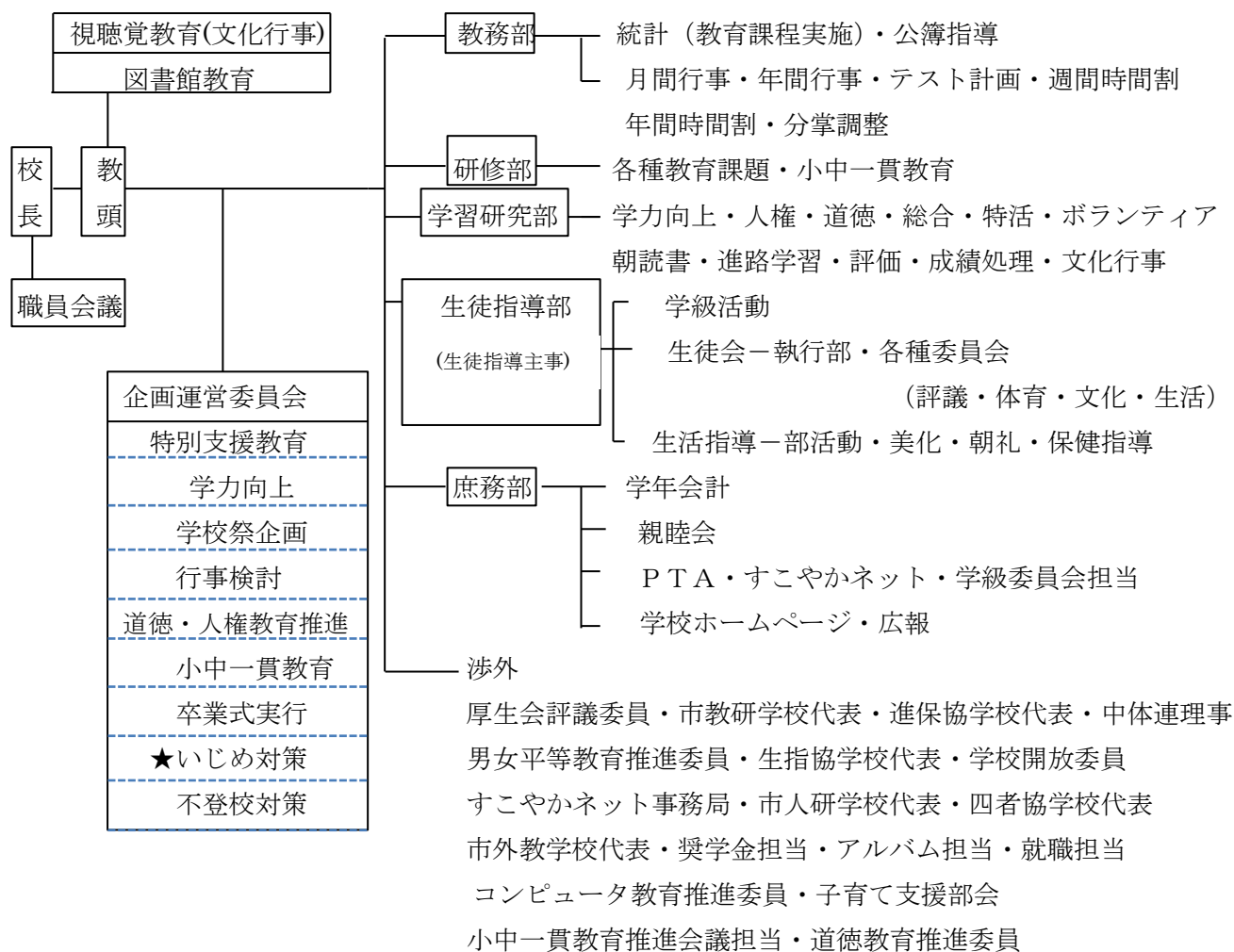
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめの加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害生徒・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

### 3. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、いじめ対策委員会を緊急開催し、本方針（上記2いじめ防止等の取り組み（2））に従い速やかに対応を行う。  
また、5つのレベルに応じた問題行動への対応チャートに従い、どのレベルの段階かをしっかりと判断し対応する。  
またその旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

## 《 摂津市立第五中学校 校内組織図 》



※ 企画運営委員会（職員会議の週の月曜日に開催）いじめ対策委員会・不登校対策委員会（生徒指導係会議）週水曜日に定期開催）

- 委員の構成は校長・教頭・首席・各学年主任・生徒指導主事・議案のある主担者とする。
- 検討領域に応じて、各主担者（議案のある主担者）が前もって企画運営委員会（教頭）に議案を提出し、委員会に出席する。
- 教頭は企画運営委員会を開催し、司会・調整の係を務めるものとする。

\*主担・・・特別支援教育（特別支援コーディネーター）、いじめ対策・不登校対策（生徒指導主事）  
 学校祭企画（生徒会担当）、行事検討（管理職）、道徳・人権教育推進（人権・道徳担当）、  
 小中一貫教育（学力向上担当、生徒指導主事）、卒業式実行（教務）、  
 学力向上（学力向上担当）

★いじめ対策委員会

<p>*構成・・・校長、教頭、こども支援コーディネーター、生徒指導主事、首席、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC、SSW</p> <p>*運営・・・毎週水曜日 4 限目に情報交換。 いじめ、不登校、問題行動について検討。 早期発見、迅速な対応に努める。</p>
--

学校行事予定表

	生徒会	儀式的行事	学芸的行事	健康・安全 体育的行事	校外学習 宿泊行事	勤労生産 奉仕的行事	いじめ防止等の取り組み
4月		入学式 始業式		身体測定			校内研修 いじめ対策委員会
5月							生活アンケート 家庭訪問 いじめ対策委員会
6月	朝のあい さつ運動			不審者対応 避難訓練	修学旅行 校外学習		いじめ対策委員会 学校協議会
7月		終業式				大掃除	いじめ対策委員会 三者懇談 学期末集約
8月		始業式					校内研修
9月							生活アンケート いじめ対策委員会
10月			文化祭	体育大会			いじめ対策委員会
11月	朝のあい さつ運動						いじめ対策委員会 学校教育自己診断(公開)
12月		終業式				大掃除	いじめ対策委員会 学期末集約
1月		始業式		防災訓練	校外学習 (1年)		生活アンケート いじめ対策委員会
2月							いじめ対策委員会 学校協議会 検証・総括
3月		卒業式 修了式				大掃除	いじめ対策委員会 年度末総括

## 「いじめ」事案への対応

### ◎ 早期発見に向けて

- ・生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・生徒との人間関係を深め、生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける

教師による発見

本人や保護者の訴え・相談

他の生徒の訴え・相談

「いじめ」の認知

### ◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害生徒に対して  
被害生徒には状況に応じた対応を行う  
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害生徒の状況
- ⑥ 加害生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

### ◎ 学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める  
具体的援助法を示し、安心感を持たせる  
良い点を認め、自信を与える  
人間関係の構築  
自己理解を深める

- 加害生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認  
不満、不安等の訴えを十分聴く  
被害者のつらさに気づかせる  
課題を克服するための援助を行う  
役割体験などを通して所属感を高める

- まわりの生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の生徒への指導  
学級や学年全体に対する指導

### ◎ 事後の対応

- 引き続き、被害生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する

付則 この方針は平成27年4月1日から施行する。